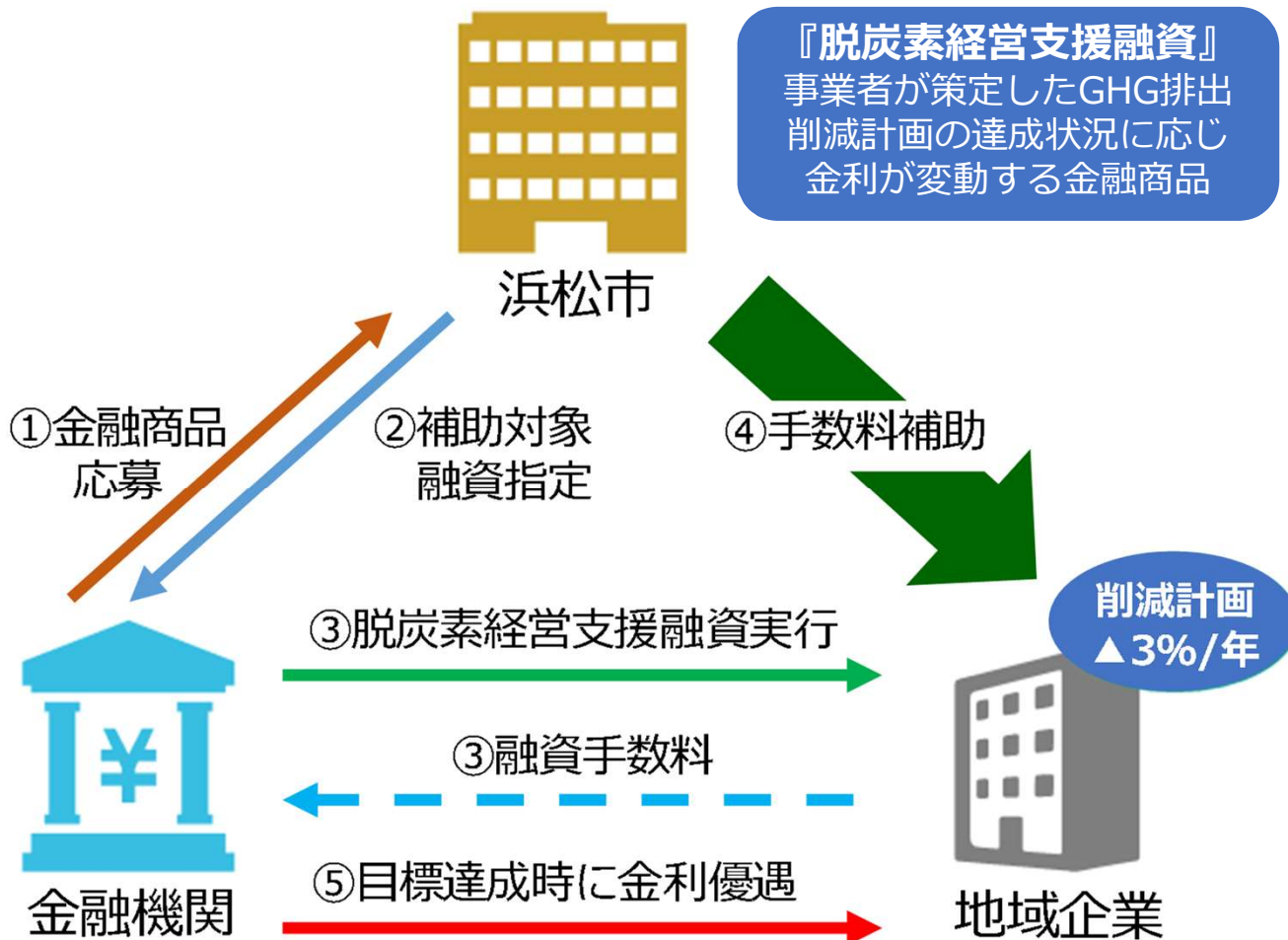


浜松市脱炭素経営支援融資推進事業

市内の事業者及び個人事業者の脱炭素経営を支援するため、市が指定した脱炭素経営支援融資を対象として、融資実行に伴う手数料を補助します。

支援事業イメージ



事業概要

補助率

1/2（上限 25 万円）

補助対象者

市の指定する金融商品の融資を受けた市内事業者

対象経費

融資実行時にかかる手数料

申請期間

令和6年5月（予定）～令和7年1月31日

補助対象となる金融商品

以下に合致する金融商品を公募します。

融資制度

令和 12 年までの温室効果ガス排出量削減計画を策定し、削減目標の達成により事業者が金利優遇を受けられる仕組みの融資制度

脱炭素目標

毎年 3%以上の温室効果ガス排出量削減

資金使途

運転・設備
※設備資金の場合、投資先が市内であること

返済期間

3年以上

手数料

融資金額の 1%程度

※融資金額、金利、貸付形態、返済方法等については金融機関の任意

公募期間

令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）

申請に必要な書類一覧

- ①交付申請書
- ②決算書又は確定申告書（1期分）
- ③補助対象融資であることが確認できる資料
（借入申込書（写し）、金銭消費貸借契約証書（写し）、
確約書（写し）、温室効果ガス排出量削減計画 等）
- ④市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書
又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書の写し
- ⑤融資実行に伴う振込金を確認できる書類（通帳（写し））
- ⑥【資金使途が設備資金の場合】
 - ・領収書、請求書又は見積書（写し）
 - ・設備計画書
- ⑦その他市長が必要と認める書類

【お問合せ先】浜松市カーボンニュートラル推進事業本部（市役所本館6階）
〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
TEL：053-457-2502 E-mail：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp